

第4回検討委員会で関係者及び委員からいただいた主な御意見

1 関係者ヒアリングにおける関係者からの主な御意見

(1) 「駐車場への駐車」関係（京都駐車協会及び全京都駐車場協会）

- ア 市内を自動車等で周遊する観光客や巡回する営業車等にとっては、複数の徴税となることから公平性に欠ける。また、市内を活動拠点とする事業者の経済活動を阻害するおそれがあり、市民の理解を得にくいと考える。
- イ 短時間の用件であれば、路上駐車する車両が増加する可能性がある。
- ウ 大型店舗では、店舗で買い物をすると駐車場が無料になるといったサービスを行っており、税が課されると大型店舗が利用者に代わり税を負担する結果となる。
- エ 市内に点在する駐車場の立地や形態や料金は様々である中、大半の駐車場はどの組織にも属してないため、実態が把握できず、制度設計上、公平な徴税は非常に困難であると考ええる。
- オ 観光地に限定し徴収する場合、観光地の定め方や、観光地との境界線で料金格差が発生し、一層の不公平感が生じるのではないか。
- カ 駐車場事業者においては、機器改修に伴う多額の経済的負担が発生する。
- キ 社寺が経営する有料駐車場から徴収する場合、「古都税」と同様の影響が出ないか心配される。

(2) 「宿泊」関係（京都府旅館ホテル生活衛生同業組合、日本ホテル協会京都支部）

- ア 観光インフラ整備等に用途を特定し、観光客の更なる呼び込みにつなげるためであれば、宿泊事業者として協力したい。
- イ 宿泊客が直接メリットを実感できるような施策にも活用いただきたい。また、違法民泊への対策にも対応してほしい。
- ウ 一般財源化することのないよう、用途を明確化し、きちんと報告する制度を整えてほしい。
- エ 事務負担が大きくならないよう、例えば、1人当たり100円というように、できる限りシンプルな制度としてほしい。
- オ ホテルや旅館だけでなく、簡易宿所や民泊、また、1万円未満の宿泊についても課税すべきである。
- カ 修学旅行生は課税免除とすべきである。
- キ 特別徴収事務に係る手数料として、事務補助金の交付をお願いしたい。また、導入当初に、システム改修に係る補助金の交付もお願いしたい。

(3) 「別荘の所有」関係（京都府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会京都府本部）

- ア 京都是全国的に見ても観光資源や文化遺産が多く、セカンドハウスを求める人が多い都市であり、固定資産税の他に更に負担を求めることは、

- 増加する空き家の利活用の1つとして有効なセカンドハウス希望者の購入意欲を削ぎ、物件の市場への流通を阻害してしまうのではないか。
- イ ライフスタイルの多様化により、二次的住宅の所有目的や利用形態も多様化してきており、別荘やセカンドハウスとは何かを定義することは困難であるとする。
- ウ 分譲マンションや戸建て住宅の取引実態及び居住実態の特徴や傾向について、アンケート等を実施しておらず把握していない状況である。また、購入目的についても同様である。

2 関係者ヒアリングを受けての委員からの主な御意見

(1) 「駐車場への駐車」関係

- ア 負担を求める対象となる駐車場の線引きが困難ではないか。考えられるとすると、観光バスかどうかで線引きをするぐらいではないか。
- イ 観光バスについては、路上駐車取締りを強化するなど、税以外の手法で対応することもできるのではないか。
- ウ 太宰府市は観光地の場所が限定されているため、駐車場税の導入が可能だったのではないかとと思われる。
- エ 入浴客からだけに負担を求めることは難しいと思う。
- オ 市民や事業者からも負担を求めることとなると、車の利用を止めようということになってしまうのではないか。そのような理念で進めるというならよいが、理解が得られるのか。
- カ 車の流入抑制は、税以外の手法で実施することも可能ではないか。

(2) 「宿泊」関係

- ア 3つの行為の中では、最も負担を求めやすいと考えられるが、使い道を明確にする必要がある。
- イ 簡易宿所が多いなど、京都市の特性を踏まえると、東京都や大阪府とは異なる制度設計を検討すべきである。
- ウ 1万円未満といった免税点を設けずに、民泊も含め、全ての宿泊施設を対象としてはどうか。
- エ 課税の公平性や行政の徴収コストを考慮した上で、旅館業法の許可を得ていない民泊等を対象とするか検討する必要がある。
- オ 修学旅行生は課税免除としてはどうか。

(3) 「別荘の所有」関係

- ア 地価が高騰し市民が市内中心部の住宅を買えなくなっており、別荘の所有者に負担を求める意義はあると考えるが、別荘の定義や把握が困難ではないかとと思われる。
- イ 別荘の増加によるまちの空洞化は問題であるとするが、別荘の捕捉が困難であるとする。
- ウ 別荘を固定資産税の課税事務の中で把握しているのであれば、それを活用できるかもしれない。